

第1章 計画策定の趣旨

1 第4期計画策定の背景

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界有数の長寿国となり、また、高い保健医療水準を達成してきました。

しかしながら、急速な少子高齢化、経済の状況、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、県民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用（以下、「医療費」という。）が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることが必要です。

このための仕組みとして、平成18年の医療制度改革において、生活習慣病予防、医療提供体制及び医療保険制度に関する改革を総合的かつ一体的に行う医療構造改革関連法が成立し、都道府県は、医療費適正化計画を策定することとされました。

この医療費適正化計画においては、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関し、医療費適正化の推進のために達成すべき目標を定めることとされており、本県では、平成20年3月に、平成20年度から平成24年度までを第1期計画期間とする「愛媛県医療費適正化計画」を策定し、その後、実績の評価を踏まえて平成25年度から第2期計画、平成30年度から第3期計画を策定し、目標の達成を目指して取組を進めてきました。

現在、全国的には令和22年頃に高齢者人口がピークを迎えると見込まれる中で、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者数が高止まりする一方、生産年齢人口の急減に直面するという局面に応じた医療・介護提供体制が求められています。

また、医療保険制度の持続可能性を高める観点から、医療費適正化の取組の推進に当たっては、県民一人ひとりが「自分の健康は自ら守る」と意識して行動することが重要であり、一人ひとりが生きがいを持ち、若年期からの健康に対する意識の向上や健康づくりに取り組める環境が必要となります。

このような中で、住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進を図るとともに、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供の重要性に留意しつつ、都道府県が地域の関係者と連携・協力して計画の目標の達成に向けて取り組むことが期待されています。

2 計画の位置付け

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく医療費適正化計画です。

また、「愛媛県地域保健医療計画」、「愛媛県健康増進計画」、「愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」、「愛媛県国民健康保険運営方針」と整合性を図り、これらの計画等とともに、医療制度改革を総合的に推進するものです。

3 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

4 計画の達成状況の評価及び公表

目標を達成するために、毎年度（初年度と最終年度を除く）の進捗状況を把握、公表し、実績医療費の推移も参考としながら取り組みを進めていくという進捗管理（PDCA）を行います。

また、計画の最終年度には、進捗状況の調査及び分析を行い、結果の公表に努めます。また、必要に応じ対策を講ずるように努め、次期計画に適切にその結果を反映させるとともに、愛媛県保険者協議会の意見を踏まえ、最終年度の翌年度に計画の実績に関する評価を行います。